

事業名	税制特例
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	住宅の取得、住宅のリフォーム、住宅の譲渡に利用可能な税制特例。
特例措置の種類	<p>各税制特例の詳細は、下記の国土交通省ホームページよりご確認ください。</p> <p>&lt;住宅の取得に利用可能な税制特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】</li> <li>・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】</li> <li>・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】</li> <li>・不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】</li> <li>・新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】</li> <li>・認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】</li> <li>・認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】</li> <li>・買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】</li> </ul> <p>&lt;住宅のリフォームに利用可能な税制特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム減税【所得税、固定資産税】</li> <li>・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】</li> </ul> <p>&lt;住宅等の譲渡に利用可能な税制特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住用財産の譲渡に関する特例措置【所得税、個人住民税】</li> <li>・空き家の発生を抑制するための特例措置【所得税、個人住民税】</li> <li>・確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡に係る課税の特例【所得税、個人住民税】</li> </ul>
控除金額等	各税制特例の控除等をご確認ください。
適用期限等	各税制特例の適用期限等をご確認ください。
その他	
ホームページ	<p>&lt;各税制の概要&gt;</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html</a></p> <p>&lt;住宅税制&gt;</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html</a></p>
お問合せ先	

事業名	住まいの復興給付金
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input checked="" type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時点の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度。
補助対象要件	<p>対象者（次の①～③全てを満たす方）</p> <p>&lt;新築住宅を「建築・購入」または中古住宅を「購入」した場合&gt;</p> <p>①東日本大震災により被害が生じた住宅＊を被災時点に所有していた方          ＊り災証明等で「全壊または流失」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅          なお、「一部損壊または床下浸水」は、被災住宅を取り壊していることが必要</p> <p>②新たに建築・購入した住宅を所有している方</p> <p>③新たに建築・購入した住宅に居住している方</p> <p>&lt;被災住宅を「補修」した場合&gt;</p> <p>①東日本大震災により被害＊が生じた住宅を被災時点に所有していた方          ＊り災証明等で「全壊または流失」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅</p> <p>②被災住宅の補修工事＊を発注した方          ＊実際に支払った補修工事費が100万円（税抜）以上であること</p> <p>③補修した被災住宅に居住している方</p> <p>対象住宅（次の①～③全てを満たす住宅）</p> <p>①消費税率8%または10%の適用を受けている期間に建築・購入した新築住宅、または宅地建物取引業者が販売した中古住宅、あるいは補修した被災住宅</p> <p>②専有部分の床面積が以下の要件にあてはまること。          建築の場合：13㎡以上          購入の場合：50㎡以上（地上3階以上の共同住宅の場合は30㎡以上）          ※2020年12月1日から2021年11月30日までの期間に不動産売買契約を行い、2022年12月31日までに引渡しを受け且つ、地上3階未満の戸建て又は共同住宅の方は40㎡以上</p> <p>③被災住宅が宮城県・岩手県・福島県の場合          契約日にかかわらず、2024年12月31日までに引渡しを受けた住宅であること。</p> <p>※その他の都道府県の場合          以下の一定期間に契約した方は2022年12月31日までに引き渡された住宅であること。          建築（工事請負契約）の場合：2020年10月1日から2021年9月30日まで          購入（不動産売買契約）の場合：2020年12月1日から2021年11月30日まで</p>

<p><b>補助金額等</b></p>	<p>&lt;建築・購入の場合&gt;  「再取得住宅の床面積(上限175㎡)」×「給付単価」×「再取得住宅の持分割合」の額</p> <p>&lt;補修の場合&gt;  次のAまたはBのどちらか金額が少ない方  A.「被災住宅の床面積」×「給付単価」  B.「実際に支払った補修工事費の消費税増税分」</p>
<p><b>補助申請期間</b></p>	<p>住宅の引渡日から1年以内</p>
<p><b>その他</b></p>	
<p><b>ホームページ</b></p>	<p><a href="http://www.fukko-kyufu.jp/">http://www.fukko-kyufu.jp/</a></p>
<p><b>お問合せ先</b></p>	<p>住まいの復興給付金事務局コールセンター：0120-250-460  (フリーダイヤルがつかない場合：022-745-0420)  受付時間 9:00～17:00 (土、日、祝除く)</p>

事業名	長期優良住宅化リフォーム推進事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input checked="" type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対して支援を行うもの。
補助対象要件	<p>&lt;補助対象費用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用</li> <li>・三世帯同居対応改修工事に要する費用</li> <li>・子育て世帯向け改修工事に要する費用</li> <li>・防災性・レジリエンス性の向上改修工事に要する費用</li> <li>・インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成に要する費用 等</li> </ul> <p>&lt;対象事業&gt;</p> <p>以下の①②を満たすリフォーム工事</p> <p>①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること</p> <p>②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること</p>
補助金額等	<p>&lt;補助率・補助限度額&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：補助対象費用の1/3</li> <li>・補助限度額：80万円/戸</li> <li>※長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合 160万円/戸</li> <li>※以下のいずれかの場合、上記の限度額に、50万円/戸を加算</li> <li>・三世帯同居改修工事を併せて行う場合</li> <li>・若者・子育て世帯が工事を実施する場合</li> <li>・既存住宅を購入し工事を実施する場合</li> <li>・一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合</li> </ul>
補助申請期間	<p>申請は事業者が行う。</p> <p>○通年申請タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者登録の受付期間:令和6年4月15日(月)～令和6年11月29日(金)</li> </ul> <p>○事前採択タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の受付期間 :令和6年4月15日(月)～令和6年5月31日(金)</li> </ul>
その他	事業内容、事業者登録、応募方法等の詳細、交付申請等の手続きの詳細については、下記のホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://www.kenken.go.jp/chouki_r/">https://www.kenken.go.jp/chouki_r/</a>
お問合せ先	<p>&lt;長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室&gt;</p> <p>TEL : 03-5229-7568</p> <p>月～金曜日（祝日、年末年始を除く）</p> <p>10:00～16:00(12:00～13:00除く)</p>

事業名	ZEH支援事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）又はZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEH（以下「ZEH+」という。）となる新築注文戸建住宅を新たに建築する事業又は新築建売戸建住宅を購入する事業、さらに、本事業の要件を満たした戸建住宅に蓄電システム、低炭素化に資する素材、先進的再エネ熱利用設備を導入する事業に補助するもの。
補助対象要件	<p>補助対象となる住宅は下記①～⑨の全ての条件を満たすものに限りです。</p> <p>① 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であること。                  ② 申請者が常時居住する住宅であること。（住民票等による確認を事業完了後も求める場合があります。）                  ③ ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。                  ④ 新築の専用住宅であること。ただし、住宅の一部に店舗等の非居住部分があり、住居部分のみでBELSを取得し、交付要件を満たしている場合は申請することができる。                  ⑤ 賃貸住宅・集合住宅ではないこと。ただし、申請者が所有する新築の賃貸住宅・集合住宅の一部に申請者が居住し、かつその住戸が本事業の交付要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができる。                  ⑥ 新築建売戸建住宅においては、人の居住の用に供したことがない住宅であり、かつ未完成又は交付申請日からさかのぼって1年以内に完成していること。一度も登記されたことがなく、交付決定日前に支払いや引渡を終えていない住宅であること。                  ⑦ 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業に着手する住宅であること。                  ⑧ 本年度（1年目）の交付決定日以降完了実績報告時まで、BELSにて「ZEH」であることを示す証書を取得し、後年度（2年目）において、補助対象工事を完了する住宅であること。                  ⑨ 住宅の敷地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっていないこと。</p>
補助金額等	<p>1) 「ZEH」                  ・交付要件を満たす住宅                  一戸当たり 定額 55万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）                  ※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金額とする。</p> <p>2) 「ZEH+」                  ・交付要件を満たす住宅                  一戸当たり 定額 100万円（地域区分・建物規模によらず全国一律）                  ※交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金額とする。（ZEH Orientedは不可）                  ※ ハイグレード仕様（ZEH+の補助対象住宅に等級6以上の外皮性能及び一次エネルギー消費量削減率30%以上）、蓄電システム、直交集成板（CLT）、地中熱ヒートポンプシステム、PVTシステム、液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は、それぞれに対して補助金が加算されます。（詳細は公募要項をご確認ください。）</p>
補助申請期間	<p>公募期間                  新規取組公募（単年度事業）                  2024年4月26日（金） 10時 ～ 2024年8月30日（金） 17時                  一般公募（単年度事業）                  2024年4月26日（金） 10時 ～ 2025年1月7日（火） 17時                  一般公募（複数年度事業）                  2024年11月5日（火） 10時 ～ 2025年1月7日（火） 17時</p>

その他	事業の詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://zehweb.jp/house/">https://zehweb.jp/house/</a>
お問合せ先	<一般社団法人 環境共創イニシアチブ> TEL : 03-5565-4030【受付時間】平日 10:00~17:00

事業名	次世代省エネ建材の実証支援事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援するもの。
補助対象要件	<p><b>&lt;改修区分&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■外張り断熱 戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等にて改修すること など</li> <li>■内張り断熱 施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となった断熱パネルや、快適性向上にも資する潜熱蓄熱建材を用いて改修すること など</li> <li>■窓断熱 戸建住宅の全ての開口部を窓（防火・防風・防犯仕様）及び玄関ドアを用いて改修すること など</li> </ul>
補助金額等	<p><b>&lt;補助率&gt;</b> 補助対象経費の1/2以内</p> <p><b>&lt;補助金の上限額・下限額・補助対象経費&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■外張り断熱（戸建・専用住宅の居住者又は所有者） 上限額：400万円／戸（仙台市・多賀城市・山元町は300万円／戸）</li> <li>■内張り断熱（戸建・集合住宅の居住者又は賃貸住宅の所有者） 上限額：戸建住宅 200万円／戸、集合住宅 125万円／戸 下限額：20万円／戸 補助対象経費の合計：40万円以上／戸であること</li> <li>■窓断熱（戸建住宅の居住者又は賃貸住宅の所有者） 上限額：窓（防火・防風・防犯仕様）及び玄関ドアのみ改修する場合 150万円／戸 窓（防火・防風・防犯仕様）及び玄関ドアと任意製品を併用して改修する場合 200万円／戸</li> </ul>
補助申請期間	一次公募：令和6年5月7日（火）～8月30日（金） 二次公募：令和6年9月9日（月）～11月29日（金）
その他	事業の詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブのホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://sii.or.jp/meti_material06/overview.html">https://sii.or.jp/meti_material06/overview.html</a>
お問合せ先	<一般社団法人 環境共創イニシアチブ 次世代建材担当> TEL：03-5565-3110【受付時間】平日 10:00～12:00、13:00～17:00

事業名	既存住宅における断熱リフォーム支援事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	既存住宅において、省CO2関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援するもの。また、戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（蓄電システム・蓄熱設備）・熱交換型換気設備等の導入・改修支援、集合住宅（個別）においては、熱交換型換気設備等の導入・改修支援も行う。集合住宅（全体）においては、この断熱改修と同時に行う共用部のLED照明器具への切替支援も行う。
補助対象要件	<p>■トータル断熱 高性能建材などを用いた既存住宅の断熱リフォーム</p> <p>■居間だけ断熱 居間を中心とした高性能建材などを用いた既存住宅のリフォーム</p> <p>詳細は公募要項をご確認ください。</p>
補助金額等	<p>&lt;補助率&gt; 補助対象経費の1/3以内</p> <p>&lt;補助金の上限額&gt; 高性能建材（ガラス・窓・断熱材、玄関ドア） 戸建：上限120万円／戸（玄関ドア5万円を含む） 集合住宅：上限15万円／戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円／戸） LED照明（共用部）：1カ所あたり8,000円 蓄電システム：上限20万円 蓄熱設備：上限20万円 熱交換型換気設備等：上限5万円 EV充電設備：上限5万円</p>
補助申請期間	令和6年6月公募：令和6年6月26日（水）～令和6年8月9日（金） ※令和5年度は令和5年9月公募（9月4日～12月8日）、令和6年1月公募（1月24日～3月1日）、令和6年3月公募（令和6年3月18日～6月14日）を実施
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html">https://www.heco-hojo.jp/danref/index.html</a>
お問合せ先	公益財団法人 北海道環境財団補助事業部 原則電子メールを利用し、メール件名に申請者名及び事業名を明記してください。 トータル断熱 問い合わせ先：danref_ask@heco-hojo.jp 居間だけ断熱 問い合わせ先：ima_ask@heco-hojo.jp TEL:011-206-1573 受付時間：平日10:00～17:00

事業名	子育てエコホーム支援事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input checked="" type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図るもの。</p> <p>※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯</p>
----	--

補助対象要件	<p><b>&lt;子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築又は新築分譲住宅の購入&gt;</b> 以下の①②いずれか、かつ③～⑤全てに該当する住宅</p> <p>① 長期優良住宅 ② ZEH水準住宅 ③ 住戸の延べ床面積が50㎡以上240㎡以下のもの ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）に原則立地しないもの ⑤ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による観光に従わなかった旨の公表がされていないもの</p> <p><b>&lt;リフォーム&gt;</b> ※補助額が合計5万円以上となるものが対象 以下①～⑧に該当するリフォーム工事等（①から③のいずれかは必須）</p> <p>① 開口部の断熱改修 ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③ エコ住宅設備の設置 ④ 子育て対応改修 ⑤ 防災性向上改修 ⑥ バリアフリー改修 ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入</p>
--------	---

補助金額等	<p><b>&lt;子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築又は新築分譲住宅の購入&gt;</b> 長期優良住宅 100万円/戸、ZEH水準住宅 80万円/戸 ※市街化調整区域、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域）に立地する住宅の場合は原則半額</p> <p><b>&lt;リフォーム&gt;</b> 子育て世帯・若者夫婦世帯 既存住宅を購入しリフォームを行う場合 上限60万円/戸 長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合 上限45万円/戸 上記以外のリフォームを行う場合 上限30万/戸 その他の世帯 長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合 上限30万円/戸 上記以外のリフォームを行う場合 上限20万/戸</p>
-------	---

補助申請期間	<p>交付申請期間：令和6年4月2日から予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月末まで） 申請は事業者が行う。</p>
--------	---

その他	<p>事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。</p>
-----	--------------------------------

ホームページ	<a href="https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/">https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/</a>
お問合せ先	住宅省エネ2024キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL : 0570-055-224 (IP電話等からのお問い合わせ) 03-6625-2874 受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝含む)

事業名	先進的窓リノベ2024事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現及び家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現するもの。
補助対象要件	<p><b>&lt;補助対象者&gt;</b>            以下①②のすべてを満たす方            ①窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事を行うこと            ②窓のリフォーム工事をする住宅の所有者等であること            ※窓リノベ事業者：補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された施工業者等をいう。            ※住宅の所有者等：住宅を所有する個人またはその家族、住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人、賃借人、集合住宅等の管理組合・管理組合法人</p> <p><b>&lt;補助対象となる住宅&gt;</b>            既存住宅であること（戸建、集合住宅の別を問わない。）            ※既存住宅：リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅（現に人が居住している住宅を含む）をいう。</p> <p><b>&lt;対象となる工事&gt;</b>            ①②を満たし、③に該当しない工事            ①対象製品※を用いたガラス交換、内窓設置、外窓交換（カバー工法、はつり工法）、ドア交換（カバー工法、はつり工法） ※メーカーから性能証明書が発行されます。            ②補助額が5万円以上            ③補助の対象にならないリフォーム工事例            補助事業に要する経費が補助額に満たない工事、外気に面していない窓（ガラス）およびドアの交換工事、ドア板の一部を構成するガラスを交換する工事、ドア交換のみを補助対象とする工事、ドア交換において、窓と同一契約でない工事、住宅以外の用途である建物・居室・区画に行う工事、住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を住宅事業者に依頼する工事、リース設備の設置工事、中古品を用いた工事、以前より省エネ性能が下がる窓（ガラス）・ドアを設置する工事、メーカーが保証しない方法により取り付けられた工事</p>
補助金額等	高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）
補助申請期間	工事着手の期間 2023年11月2日から遅くとも2024年12月31日まで 交付申請期間 2024年3月29日～予算上限に達するまで（遅くとも2024年12月31日まで） 申請は事業者が行う
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://window-renovation2024.env.go.jp/">https://window-renovation2024.env.go.jp/</a>
お問合せ先	住宅省エネ2024キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL：0570-055-224（IP電話等からのお問い合わせ）03-6625-2874 受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）

事業名	給湯省エネ2024事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	<p>家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とするもの。</p>
補助対象要件	<p>※「<b>購入・工事タイプ</b>」の要件を掲載しています。「<b>リース利用タイプ</b>」については、<b>ホームページをご覧ください。</b></p> <p><b>&lt;補助対象者&gt;</b>                  以下①②のすべてを満たす方                  ①対象機器を設置する住宅の所有者等である                  ※住宅の所有者等：住宅を所有する個人またはその家族、住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人、賃借人、集合住宅等の管理組合・管理組合法人                  ②給湯省エネ事業者と契約を締結し、以下のいずれかの方法により本事業の対象機器である高効率給湯器を導入する                  ・新築注文住宅に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】                  ・対象機器が設置された新築分譲住宅（戸建または共同住宅等）を購入する方法【不動産売買契約】                  ・リフォーム時に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】                  ・既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅（戸建または共同住宅等）を、購入する方法【不動産売買契約】                  ※給湯省エネ事業者：住宅省エネ2024キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。                  ③（対象機器を導入する共同事業者が個人であり、対象機器の導入に係る契約を2024年4月16日以降に締結した場合）共同事業実施規約において、以下のいずれかの方法により、J-クレジット制度に参加することへの意思を表明していること。</p> <p><b>&lt;補助対象となる住宅&gt;</b>                  新築住宅又は既存住宅（戸建、共同住宅等の別を問わない。）</p> <p><b>&lt;対象となる機器&gt;</b>                  ①を満たし、②に該当しない製品                  ①一定の性能を満たす高効率給湯器である（以下の製品で、事務局が登録したもの）                  ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）、家庭用燃料電池（エネファーム）、</p> <p>②補助の対象にならない機器例                  中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器、店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器、倉庫、店舗等(住宅以外の用途)に設置する機器、従前より省エネ性能が下がる機器、補助事業に要する経費が補助額に満たない工事、リフォーム工事の発注者が対象機器を購入し、その取付を給湯省エネ事業者へ依頼する工事、自社が保有する住宅に自社で行うリフォーム工事や、いわゆるDIY</p>

補助金額等	設置した対象機器の補助額に設置台数を乗じた金額 ※ただし、設置台数の上限は、戸建住宅はいずれか2台まで、共同住宅等はいずれか1台まで ヒートポンプ給湯機（エコキュート）：8万円/台（性能に応じて最大5万円/台加算） 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）：10万円/台（性能に応じて最大5万円/台加算） 家庭用燃料電池（エネファーム）：18万円/台（性能に応じて2万円/台加算）  上記の設置に合わせて、以下の撤去工事を行う場合、その工事に応じた定額を補助 電気蓄熱暖房機の撤去：10万円/台（2台まで） 電気温水器の撤去：5万円/台（上記の補助を受ける台数まで）
補助申請期間	着工日の期間 2023年11月2日から遅くとも2024年12月31日まで 交付申請期間 2024年3月29日～予算上限に達するまで（遅くとも2024年12月31日まで） 申請は事業者が行う
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/">https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/</a>
お問合せ先	住宅省エネ2024キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL：0570-055-224（IP電話等からのお問い合わせ）03-6625-2874 受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）



補助金額等	導入する小型kの省エネ型給湯器に応じた定額を、上限の範囲内で、台数を乗じた金額 エコジョーズ、エコフィール：5万円/戸 追焚機能ありの場合、7万円/戸 ※1住戸1台まで
補助申請期間	着工日の期間 2023年11月2日から遅くとも2024年12月31日まで 交付申請期間 2024年3月29日～予算上限に達するまで（遅くとも2024年12月31日まで） 申請は事業者が行う
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://chintai-shoene2024.meti.go.jp/">https://chintai-shoene2024.meti.go.jp/</a>
お問合せ先	住宅省エネ2024キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL：0570-055-224（IP電話等からのお問い合わせ）03-6625-2874 受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）

事業名	子育て支援型共同住宅推進事業
事業主体	国

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input checked="" type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、子供の安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置を支援することで、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進めるもの。
補助対象要件	<p>補助対象となる共同住宅 賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり</p> <p>補助内容 （１）「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助 子どもの安全確保に資する設備の設置 取り組み事項一覧 ※新築は全て必須、改修は⑥が必須 ①造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事 ②ドアストッパー又はドアクローザーの設置 ③転倒による事故防止工事 ④人感センサー付玄関照明設置 ⑤足元灯等の設置 ⑥転落防止の手すり等の設置 ⑦ドアや扉へ指詰め防止工事 ⑧子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨チャイルドフェンス等の設置 ⑩シャッター付きコンセント等の設置 ⑪火傷防止用カバー付き水栓等の設置 ⑫チャイルドロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置 ⑬対面形式のキッチンの設置 ⑭子供を見守れる間取りへの工事 ⑮防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯防犯フィルム等の設置 ⑰防犯カメラ設置 ⑱家具の転倒防止措置のための下地処理工事 ⑲避難動線確保工事 ⑳宅配ボックスの設置 ※宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である協同住宅の改修に限る。 ※宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率に乗じた額とし、補助額は50万円/棟</p> <p>（２）「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助 居住者等による交流を促す施設の設置 取り組み事項一覧 ※新築は1項目以上必須、改修は補助対象とする場合のみ ㉑交流場所として利用できる多目的室㉒プレイロット㉓家庭菜園の設置㉔交流用ベンチの設置</p>
補助金額等	<p>&lt;補助対象事業と補助額&gt;</p> <p>①「子どもの安全確保に資する設備の設置」※<sup>1</sup>に対する補助：新築1/10、改修1/3（上限100万円/戸） ②「居住者等による交流を促す施設の設置」※<sup>2</sup>に対する補助：新築1/10、改修1/3（上限500万円）</p>
補助申請期間	応募期間：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）
その他	事業の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
ホームページ	<a href="https://kosodate-sc.jp/">https://kosodate-sc.jp/</a>
お問合せ先	<p>子育て支援型共同住宅サポートセンター メールアドレス：info@kosodate-sc.jp TEL：03-6659-8875 受付時間：10：00～12：00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）</p>